

# 2019年度予算要望書の提出にあたって

2018年10月

日本共産党千葉市議会議員団

2019年度の予算要望書を提出いたします。

政権与党の自民党は、総裁任期を3期に伸ばし、第4次安倍改造内閣で政権運営に踏み出しました。安倍政権の下で、生活保護制度の改悪をはじめ、医療や介護など暮らしの予算が削られ、負担が増え続けたことで市民生活は困窮しています。安倍政権は、アベノミクスで格差と貧困をますます広げながら、来年10月には消費税の10%への増税を予定通り行うとしています。

こうした悪政の下で自治体がなすべきことは、「住民福祉の向上」のための市政を行うことです。しかし、千葉市はこれまで、国保料値上げ、難病見舞金カットや長寿祝い金カットなど280件、約142億円にも及ぶ市民負担増を行い、さらに、国保財政への繰り入れ見送り27億6,000万円、家庭ごみ有料化51億円等、合計220億8,000万円の福祉カットと負担増を押し付けています。一方、市長は脱財政危機宣言を解除したとして、新たな開発予算を計上し、市政運営を行なっています。

新庁舎整備307億円、千葉駅前再開発25億円、250競輪33億円、千葉公園体育館整備77億円、中央公園通町公園連結事業23億円、稲毛海浜公園リニューアル24億円などです。これらの事業は、必要性・緊急性を市民参加で見直して、市民や子どもの命を守ることを優先すべきです。特に、小中学校の普通教室へのエアコン設置は待ったなしで進めなければなりません。2020年度末までの計画を前倒しして、一刻も早い設置を求めておきます。

日本共産党は、これまでも市民の声を議会に届け、市民要望の実現のために努力をしてきましたが、今年も市民要望アンケートや市政懇談会、市民との対話を重ねてきた結果を「要望書」としてまとめました。

各項目についてご検討いただき、2019年度予算に反映されるよう要望いたします。

# 総務局

## 【 市長公室 】

1. 市長は、憲法尊重・遵守義務を貫き、市民の安全と平和を守るために、9条改憲に反対すること。
2. 国際交流は、姉妹友好都市との交流を深めるとともに、市内在住外国人からの相談に対しては、ニーズに合わせて親切・適切に対応すること。また、市民生活にかかわる相談への対応を充実すること。
3. 千葉市在住の外国人に、オリンピック・パラリンピックで来葉される母国からの訪問者を「おもてなし」する役割を要請すること。

## 【 危機管理 】

1. 防災・減災について
  - (1) 経験したことの無い災害への対策について
    - ① 危険な暑さ、集中豪雨、高潮と満潮による異常潮位、台風の直撃への対策を強化すること。
    - ② 各種警報を行政が機敏に把握し、住民へ正確に伝達することで、避難所の速やかな準備、緊急避難などを可能にすること。
    - ③ 防災無線が聞こえにくい地域などのために、防災組織のリーダー宅へ受信装置を設置すること。
    - ④ ハザードマップが生かされなかった各地の経験をもとに、改善をはかること。
    - ⑤ 新たな防災の制度設計が必要だとする指摘を受け止めた取り組みを行うこと。
  - (2) 千葉直下地震被害を想定、ハザードマップに沿った対策を行うこと。
  - (3) 防災関係予算を大幅に増額し、予防を中心とした対策を行うこと。
  - (4) 避難所で避難者が安心して過ごせる対策
    - ① 段ボール簡易ベッド、温かい食事、コンテナ型トイレを整備すること。
    - ② 全ての避難所にマンホールトイレを設置すること。
    - ③ 全ての避難所にWi-Fiを整備すること。
  - (5) 海浜地域の津波避難場所確保や液状化対策を行うこと。
  - (6) 自主防災組織や避難所運営委員会への支援、自力避難困難者対策を強めること。

- (7) 家具転倒防止金具取り付け事業は、所管を福祉から総務・防災に移し、設置を強力に促進すること。
  - (8) 被災者生活支援金の補助割合引き上げなどの改善を国に求めること。
  - (9) Jアラートシステムについては、市民の立場に立って運用すること。
2. 武力攻撃事態法に基づく「千葉市国民保護計画」は、戦争に市民を総動員し協力させるものであり、凍結すること。

## 【 総 務 部 】

1. 職員の不祥事への対策について
  - (1) 職員の不祥事が相次ぎ、市民の信頼を損ねており、原因の徹底究明と対策・改善に全力をつくし、公務員倫理の教育を徹底すること。
  - (2) 清潔・透明な市政へ風通しの良い職場づくりと人事を行ない、政治倫理条例の遵守に努めること。
2. 職員の適正配置等について
  - (1) 全職場を総点検し、必要な職員の適正配置を行なうこと。配置基準を下回る社会援護課ケースワーカー、児童相談所児童福祉司を直ちに増員すること。
  - (2) 女性幹部職員の比率を高め、働きやすい環境を整えること。
  - (3) 非常勤職員の待遇を改善し、年収200万円以下の官製ワーキングプア状態の改善に引き続き努めること。
  - (4) 事業量の増加に反して職員数が減少しており、人員不足の職場を点検・改善して必要な増員を行ない、市民サービスを向上させること。
3. 「官製ワーキングプア」をつくる「会計年度任用職員」の導入は中止すること。

## 【 情報経営部 】

1. 市民にとってメリットのないマイナンバー制度の運用は止めること。
2. 情報の公開と透明化を更に徹底するとともに、情報セキュリティを強めること。
3. 市が発注する情報処理業者の作業行程で情報漏れがないよう万全な対策を講じること。
4. 庁内ネットワークシステム等の更新は、業者ペースにならないように検証能力を高めること。

## 【 総合政策部 】

### 1. 基本構想と新基本計画について

- (1) 「人間尊重・市民生活優先」の理念に反する市民サービスカット、市民負担の押しつけはやめて、基本構想と新基本計画の理念を生かしたまちづくりを進めること。
- (2) 政令市ワースト1の財政危機を招いた原因である3都心開発などを引き継ぐ、新基本計画と実施計画を速やかに見直すこと。実施計画は、市民生活向上を基本として策定すること。

### 2. マニフェストに関する「取組事業工程表」について

- (1) 「ハコモノをやめ、行政のムダをカットして財政再建」「財政難を理由に福祉カットはしない」など、マニフェストの公約を守ること。
- (2) 貧困と格差が拡大する市民生活の実態と乖離したまちづくり、千葉駅周辺整備や幕張新都心活性化計画を抜本的に見直すこと。

### 3. 幕張新都心について

- (1) 千葉市が、調査・計画中のカジノを含む「統合リゾートIR」は、ギャンブル依存症や環境悪化を招くもので、「健全な街づくり」に反しており中止すること。
- (2) 国家戦略特区は、市民利益にかなう事業かを見極めること。

### 4. オリンピック・パラリンピックについて

- (1) 千葉市内での競技開催に期待が高まっており、準備を怠りなく進めつつ、必要以上の費用負担は控えること。
- (2) オリ・パラ実行計画は、全庁的取り組みを強めること。また、行政と市民との協力で進め、交通アクセスは既存の交通機関の活用に全力を上げること。
- (3) パラ事業を推進し、パラスポーツの条件整備は持続的に行うこと。
- (4) 障がいがある人もない人も共に理解し合う共生社会をめざし、パラスポーツの推進を多様な取り組みとするため、行政がリーダーシップを発揮すること。
- (5) 障害者差別解消法の完全実施に向けた取り組みを行うこと。

### 5. 千葉市の魅力を発展させる目的の千葉氏、加曽利貝塚、海辺の活用などは、市民に情報を提供しながら多様な意見・要望に耳を傾け、行政

からの押し付けにならないようにすること。

6. PFI事業について

- (1) 事業が破綻した際に公的責任が放棄される危険があり、地元企業の参入も困難なことから、安易な導入は避けること。
- (2) すでに実施した施設については、議会と市民に対し定期的に事業報告を行い、情報公開を徹底すること。

7. UR住宅は、市内の公的集合住宅による街づくりと、公的賃貸住宅のセーフティネットとしての大きな役割を認識し、エレベーター取り付けなど住み続けられる住環境整備への働きかけを常に行なうこと。

8. 千葉県との協議の中で、不公平な扱いの県単独事業補助金の是正を強く求め、公平な支出を実現すること。

9. 千葉市水道事業の赤字解消、経営の抜本的改善のため給水原価引き下げなどについて、千葉県水道局と協議し改善すること。

10. まち・ひと・しごと総合戦略について

- (1) 地方創生、集約型都市構造は、都市機能を集中させ、都市間を交通ネットワークで繋ぐ一方で、集約外地域の市民サービス後退は避けられない。少子高齢化社会の下でも住民に身近な行政を維持し、どこの地域でも安心して暮らせるまちづくりを進めること。
- (2) 人口ビジョンは固定的にとらえず、減少傾向をくい止める展望を持ち、まちづくりを進めること。
- (3) 共創都市圏は、中心になる千葉市が他自治体に不利益を与えることにならないよう、対等平等に進めること。

11. 結婚に関する市民意識やニーズ把握のために、市民アンケート調査を実施し、少子化改善に向けた施策づくりを強化すること。

12. ちばシティポイントは、市内商店街でも使えるようにすること。また、ウォーキングの健康支援もポイント化すること。

# 財 政 局

## 【 財 政 部 】

### 1. 市民本位の財政へ転換を

- (1) 「脱財政危機宣言」解除は、市民と職員の犠牲によるものであり、これまでの市民負担増とサービスカット、職員給与削減などを元に戻し、貧困と格差が広がる市民生活の改善のための財政運営を行うこと。
- (2) 心身障害者福祉手当の削減、オムツ給付等事業の縮小など、「真に支援が必要な人」の福祉をカットする、弱い者いじめする財政運営は止めること。
- (3) 千葉都心開発・幕張新都心開発や本庁舎建替えなど大型開発を大胆に見直し、循環型公共事業の促進、住宅リフォーム助成制度の創設など、「千葉市元気サイクル」の推進で、地域経済活性化と税収増をはかること。
- (4) 財政健全化プランの実質公債比率2030年度目標14%を起債許可範囲内で柔軟に運用し、福祉向上の財源として確保すること。

### 2. 財源確保へ国・県にきっぱり要求すること

- (1) 地方創生法に基づく計画は、地方都市の再生にはつながらず、財政難と人口減少など見通し不透明な地方に対し、実情に即した対応と税源移譲等の強化を国に求めること。
- (2) 国庫支出金や地方交付税の増額、生活保護費の全額支給などを強く要求すること。
- (3) 国直轄事業は国の責任と負担で実施するよう求めること。
- (4) 政令市移行時に減額された県単事業補助金を元に戻し、県支出金を増額させて財源を確保すること。
- (5) 幕張メッセの負担金など県事業負担金を中止させること。

## 【 資 産 経 営 部 】

### 1. 資産経営について

- (1) 資産全体が市民共有の財産であり、資産経営方針は市民生活向上のために、確実な運用と有効活用を行なうことを基本にすること。
- (2) 資産の総合評価による「見直し事業」19件は、利用者・地域住民との合意を得て実施すること。合意が困難な「こてはし台・長作連絡所の廃止」は中止すること。

(3) 「当面継続」125件についても、利用者・地域住民との十分な話し合いを行ない、住民サービスの維持へ保全すること。

## 2. 市庁舎の建て替えについて

(1) 人口減少が予測される中で、庁舎建て替え基本方針・理念の「将来の変化に柔軟に対応」できるのか、抜本的に再検討すること。

(2) 来庁者数は区役所の方が多く、周辺を通行する人も少ない中で、本庁舎をシンボリック施設とする必要はない。計画と現実の乖離を直視し計画を変更すること。

(3) 新庁舎計画図では、高層棟に比べ低層棟が豪華で建設費も高くなっており、質素な建物へ変更すること。

(4) 新庁舎整備を2023年と決める理由はなく、事業の優先順位を市民の命を優先し、教室のエアコン設置等を優先すること。

(5) 市所有となった中央コミュニティセンターに教育委員会を移し、分散化の解消と家賃負担を解消すること。

## 3. 公共工事の発注について

(1) 公共事業の地元発注を増やすとともに、小規模修繕は工事発注が増えるよう各所管に促すこと。

(2) 公契約条例を制定し、引き上げられた労務単価が労働者の賃金向上につながるよう、誓約書だけでなく現場の調査も行ない改善を図ること。

(3) 契約不調を解消するため、単価の適正化、発注方式の改善をさらに強めること。

4. 市の臨時職員や庁舎管理業者の職員に対し、官製ワーキングペアをつくらぬよう適正な賃金を保障すること。

## 【 税 務 部 】

1. 歳入の根幹をなす市税徴収は適切・公正に取り組み、税収確保に努めること。

2. 税事務所の業務は適切・公正に行い、徴収率と徴収額目標にこだわり、行き過ぎた徴収にならないよう戒めること。「徴収の鉄則」等、市税徴収マニュアルを改善し、納税者に寄添った税務行政を行うこと。

3. 市税徴収のあり方について

(1) 担税力のある滞納者には、積極的に働きかけ納税を促すこと。

- (2) 失業者、営業不振、生活苦や病気などによる納税困難者には、個々の実情に即した納税方法を相談し、滞納整理・徴収行政を行なうこと。
- (3) 差し押えや生命保険の解約強制など強権的な徴税を改め、国税徴収法の基本に基づいた適切・公正な徴税を行なうこと。
- 4. 納税困難者には減免や猶予、執行停止制度を積極的に活用し、先進都市を参考に生活保護基準120%以下の世帯には住民税を減免すること。
- 5. 資本金10億円超の法人には、市民税均等割制限税率を適用すること。
- 6. 固定資産税について
  - (1) 地価の動向を見極め、実態に合わせた算定を行うこと。
  - (2) 団地・マンション内のごみ置き場や公園などの共用部分は、固定資産税を減免すること。
- 7. 債権の解消へ各所管が最大限努力した後に、債権管理へ移すよう徹底し、あくまでも市民に寄添った行政に徹すること。



## 【 市民自治推進部 】

### 1. 区役所機能の充実

- (1) 日曜日開庁を増やし、土曜日開庁も取り入れること。
- (2) 中央区役所移転に伴い、窓口案内を分かりやすくすること。また、高層階からの避難方法を十分検討し、安全対策を万全にはかること。
- (3) 緑区役所と保健福祉センターの一体化で市民の利便性をはかること。
- (4) 市民総合窓口課コンシェルジュが着用しているエプロンを制服に替えること。

### 2. コミュニティセンターについて

- (1) 使用料を無料に戻すこと。駐車場は無料を継続すること。
- (2) 利用時間を午後 9 時半まで延長すること。
- (3) 老朽化した設備の修繕・更新を計画的に行うこと。

### 3. 自治会防犯街灯について

- (1) LED化に伴う球切れ交換は、保障期間が過ぎても市が負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 町内自治会で対応困難な「はざま」の設置・管理は市が実施すること。

### 4. 商店街街路灯について

- (1) 球切れ交換などは、防犯街灯と同じく市が保障・負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 解散した商店会の街路灯は、自治会への移管費用を市が負担すること。

### 5. 集会所建設等補助は、希望する自治会等にはすみやかに行うこと。

### 6. 婚活支援について

- (1) 結婚を希望する市民に、出会いの機会創出拡大策として、千葉市の地域資源を活用した「出会いイベント」を企画展開すること。
- (2) 婚活イベントなどの情報を掲載する結婚応援ポータルサイトを立ち上げて情報発信に取り組むこと。
- (3) 婚姻届けを提出するカップルの一生の思い出となり、千葉市への愛着醸成にもつながるよう、各区役所に記念撮影コーナーを設置すること。また、千葉市独自の婚姻届けを制作するなど、市民の結婚をお祝いする取り組みを進めること。

### 7. フードバンクへの食品受付口を市・区役所に設置すること。

## 【 生活文化スポーツ部 】

1. 消費生活センター職員を増員し、多様化する消費生活相談に対応すること。
2. 男女共同参画行政について
  - (1) L G B Tをはじめ性的少数者への理解促進へ、職員や市民に向けた具体策を講じること。
  - (2) 制度の改定にあたっては、当事者の意見を反映させること。
  - (3) 女性センターを利用しやすい料金に引き下げ、保育室は0歳児から受け入れること。
3. 平和行政について
  - (1) 平和予算を増額し、千葉市から原水爆禁止・核兵器廃絶・恒久平和のメッセージを発信すること。
  - (2) 公共施設に、リーフレットだけでなく、「ヒバクシャ国際署名」用紙と回収BOXも置き、署名を呼びかけること。
  - (3) 千葉市として「核兵器禁止条約」の批准を国に求めること。
  - (4) 千葉空襲・原爆写真展の開催時に、憲法前文や戦争の教訓を伝える展示を行なうこと。
  - (5) 戦跡の保存計画を持つこと。
  - (6) 平和資料室(館)を常設し、市民が利用できるよう周知すること。
4. 市民会館、文化ホールについて
  - (1) ホールへのヒアリンググループ設置や備品の充実をはかること。
  - (2) 子ども達の発表会などは使用料を割引きすること。
5. スポーツの推進について
  - (1) スポーツ施設はバリアフリー化を進めること。
  - (2) 障がい者スポーツの指導者を養成し普及啓発に取り組むこと。
  - (3) 千葉公園体育館の整備は、利用者・利用団体の意見を聞き、安易な施設の集約は行わないこと。
6. イベント予算を増やして、6区バランスよくイベントを支援すること。
7. 市立美術館について
  - (1) 美術館の拡張に併せて、学芸員および必要な人員を増員すること。
  - (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者への対応を行なうこと。
  - (3) 保育施設や音声ガイダンスを設置すること。
  - (4) 子ども向けの説明員を配置すること。

## 保健福祉局

### 1. 生活保護について

- (1) 国の生活扶助引き下げに対し、元に戻すよう求めること。
  - (2) ケースワーカーを増員し、1人当たりの受け持ち件数を80件までにすること。
  - (3) 公民館を活用して経済的困難家庭への学習支援事業を拡充すること。
  - (4) 生活保護世帯に限定した給付型奨学金制度を創設すること。
- ### 2. 民生委員不足を解消し、一人暮らしの高齢者対策やLGBTなどの専門職研修を行なうこと。
3. 障害者差別解消法の具体化を図ること。
  4. 障害者権利条約にふさわしい施策を展開すること。
  5. 生活保護世帯、低所得世帯などへのエアコン購入費を助成すること。
  6. 生活保護世帯の大学進学には、幅を広げて対応すること。

## 【健康部】

### 1. 国民健康保険について

- (1) 国保への国庫負担金の増額を求めること。
- (2) 一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げること。
- (3) 保険料滞納世帯の実態を把握せずに資格証明書は発行しないこと。
- (4) 生活を脅かすような行き過ぎた差し押さえなどの滞納処分は行わないこと。
- (5) 保険料、医療費一部負担の減免基準を拡げること。

### 2. 保健所について

- (1) 精神衛生、新型インフルエンザなどの感染症などに直接関わる分野の職員を増員し、体制の強化と充実を図ること。
  - (2) 市民が持ち込む食品の放射能測定を行うこと。
3. 危険ドラッグ対策を強化すること。
  4. 健康食品への安全対策や規制を行うこと。
  5. 難病見舞金を復活させること。
  6. 福祉オンブズマン制度を導入すること。

## 7. 検診事業について

- (1) がん撲滅へ各種施策を推進し、医療水準の向上を図るための条例を制定すること。
- (2) がん検診に日曜日検診の拡充を図ること。
- (3) 乳がん・子宮がん検診の子どもを預かる検診日をさらに拡充すること。
- (4) 甲状腺がん検診の医療費助成制度を創設すること。
- (5) 国保ドック、脳ドックは上限数や年齢制限などを設けず、希望者全員が受けられるようにすること。

## 8. 不妊治療について

- (1) 不妊治療の年齢制限と補助支援回数制限を撤廃して、治療が受けられる環境へ改善すること。
- (2) 市内中小企業等の従業員が、不妊治療休暇制度を利用して休暇を取得した場合、対象事業者に奨励金を支給すること。

## 9. 後期高齢者医療制度を温存させた「新制度」に反対し、負担増となる高齢者への軽減措置を行なうこと。

## 10. 墓地・斎場について

- (1) 桜木市営霊園の再整備計画を推進すること。応募者が多い合葬墓は、数年間募集数を増やすこと。併せて生前申込者で、連続落選者には優先権を付与するなどの配慮を行なうこと。
- (2) 平和公園墓地は、残区画の面積を縮小し、多くの市民に安価で供給するとともに、芝生墓地や樹木葬を増やすこと。
- (3) 斎場の改善要求について、広く利用者や葬祭業者の声を集約し、改善を図ること。
- (4) 斎場職員の人手不足対策として、処遇改善と職場環境改善に取り組むこと。また、定期的に非正規雇用含め職員へのヒアリングを行なうこと。
- (5) 葬儀や納骨、死亡届け人等の相談を受け付ける窓口を設置し、市が死後の支援計画を策定して支援するなどのエンディングサポート事業を展開すること。

## 11. 民泊新法(住宅宿泊事業法)の規制を行い、「住んでよし、訪れてよし」の地域をつくること。

## 12. 動物愛護について

- (1) 老朽化した動物保護指導センターの建替えの際は、広く市民意見を取り入れながら、譲渡推進の開かれた施設整備を進めること。

- (2) 譲渡会は、休日に家族そろって確認したいという市民ニーズに応え、土日開催を増やすこと。また、緑区や若葉区の公共施設等での出張譲渡会を開催すること。
- (3) 地域猫の不妊去勢手術が市民応募の3割しか応えられていないため、不妊去勢手術の頭数を拡大すること。また、地域にある身近な動物病院でも対応できるような補助制度もつくり、飼い主のいない猫による、ふん尿、鳴き声などの問題解決に取り組むこと。
- (4) 犬猫の迷子防止、被災時の飼い主返還、飼い主の責任意識向上につながる、マイクロチップ装着助成制度を創設し、終生飼養に向けた啓発を強化すること。

## 【 高齢障害部 】

### 1. 介護保険について

- (1) 介護保険制度の改悪後も要支援者、要介護1・2でもサービスが継続できるようにすること。
  - (2) 介護保険料・利用料の減免制度を充実させ、利用しやすくすること。
2. 介護施設への入所待機者解消へ施設整備をすすめること。
  3. 介護施設で働く職員の待遇改善を行い、施設のベッドが稼働できるようにすること。
  4. 地域包括ケアセンターは、中学校区単位に設置し、体制の充実・強化を図ること。
  5. サービス付き高齢者住宅の建設・運営にあたっては、市独自の基準を作り、入居者の生活を保障すること。
  6. 介護支援ボランティアは65才から60才に年齢を引き下げ対象の拡大を図ること。
  7. 敬老祝い金、敬老乗車券を復活させること。
  8. いきいきプラザ入浴料は、住民税非課税高齢者は無料など減免制度をつくること。
  9. 「生涯現役」へ、高齢者の社会参加・自立に向けたシステムをつくること。
  10. 敬老会の補助金は1人当たりで計算して支給し、不平等を改めること。
  11. シニアカーの購入に補助制度をつくること。

12. 高齢者・障がい者など災害弱者には、家具転倒防止金具を無償で取り付けること。
13. 65歳以上の障がい者を強制的に介護保険へ移行させないこと。
14. こころの健康センターの職員を増やし、休日・夜間の相談体制を確立するなど活動の充実を図ること。
15. 全庁的な取り組みで、障がい者の雇用促進に努めること。
16. 心身障がい者には医療費一部負担を求めないこと。
17. 障がい者が利用できるタクシーを増やし、料金を軽減すること。
18. 公共施設への障害者専用駐車場整備を促進すること。
19. パーキングパーミット制度を導入すること。
20. 発達障がい支援診断が行える施設を増設すること。区保健福祉センターでの専門相談窓口を設置して支援強化に努めること。
21. 発達障がい支援についてのわかりやすいリーフを作成・配布し、市民理解を促進させること。
22. 障がい者施設や家庭内での虐待防止へ相談窓口の設置など万全な体制を作ること。
23. 差別解消法の施策を推進すること。
24. 運転免許証の自主返納者に、公共交通割引支援を行うこと。
25. 買い物弱者対策として、移動販売事業者と連携し、見守り事業も含めた支援策を作ること。
26. 重度の障がい者・難病患者への市独自の支援策を講ずること。
27. 社会福祉協議会と社会福祉事業団の合併は関係職員の合意を得ること。
28. 民間店舗での簡易スロープや手すり整備を促進するため、市の補助支援制度をつくること。
29. 手話基本条例を関係者とともに制定し、聴覚障がい者福祉の充実をはかること。

# こども未来局

## 【 こども未来部 】

### 1. 子どもの貧困問題について

- (1) 子ども食堂の立ち上げや運営を支援する制度を創設すること。
- (2) 無料塾や地域で活動する学習支援の取組みに対する支援制度を創設すること。
- (3) 全庁が連携し情報を交換しながら取り組むこと。
- (4) 各区に児童館を整備し、子どもの居場所と健全発達を推進すること。

### 2. 子どもの虐待防止について

- (1) 児童相談所職員の抜本的な増員と力量を強化し、一時保護の入所期間を短縮させ、日常の生活が送れるよう支援すること。
- (2) 児童養護施設をさらに増やし、里親制度の質の向上と受け入れの推進をはかること。
- (3) 深刻な児童虐待の防止のために、児童福祉司の大幅増員などにより、支援を必要とする家庭の早期発見に努めること。
- (4) 児童虐待を子どもからも通告しやすいよう、SNS相談窓口を開設すること。
- (5) いじめや虐待等から子どもを守るために「子ども権利条例」を制定し、子どもアシストセンター相談窓口の設置など問題解決に取り組むこと。

### 3. 子どもの医療費助成対象を高校卒業まで引き上げること。

### 4. 保育行政について

- (1) 公立保育所を整備・充実させること。
- (2) 3才以上児の主食持参ではなく給食で支給すること。
- (3) 保育料無料世帯からおやつ代を徴収しないこと。
- (4) 公立保育所の今後のあり方は、保護者や現場保育士なども含めて検討し意思決定するシステムに変えること。
- (5) 未改修の木造保育所は、リース方式を含め建て替えを急ぐこと。
- (6) 国の保育士配置基準に上乘せし、保育の質を確保すること。
- (7) 庭つきの認可保育所を増設し、保育の質の低下につながる企業の参入は認めないこと。
- (8) 庭のない小規模園でのあそびの保障と交通安全対策を講じること。
- (9) 公立保育所及び民間保育園における非常勤パート保育士へ市独自の処遇改善をすすめること。

(10) 第2子への保育料軽減の拡充、多子世帯の保育料軽減策をはかること。

#### 5. 子どもルームについて

(1) 入学児童数の増加が見込まれる大規模ルームには、第2ルームを増設し待機児童の解消を図ること。

(2) 子どもルームの民間委託をやめ、社協への委託費を増額し、指導員と補助指導員への処遇改善を進め、指導員不足解消に努めること。

(3) 指導員と補助指導員の待遇改善のため、社協への委託費を増額するとともに、指導員不足を解消し、4年生以上のルームには正規指導員を2名配置すること。

(4) 高学年ルームにはエアコンを設置し、生活の場として整備すること。

(5) 子どもルームに加湿器を整備すること。

#### 6. 幼児教育について

(1) 幼稚園就園奨励費を大幅に増額し、保護者負担の軽減を図ること。

(2) 幼稚園施設の耐震診断および耐震工事の早期実現のため、助成制度に取り組むこと。

#### 7. 千葉朝鮮学園への市独自の補助制度を実施し、増額すること。

#### 8. 健全育成事業について

(1) 「少年自然の家」のPFI事業を検証し、「教育施設の管理運営は行政の責任」を貫くこと。

(2) ひきこもりや発達障害など、子どもの問題に取り組む民間団体を支援し、行政としても生涯にわたり継続して支援できるようにすること。



## 【 環境保全部 】

### 1. 市民の健康を守る環境対策について

- (1) PM2.5削減対策を推進し、成分分析の公表を行ない、原因を明らかにし、対策を講じること。企業等への対策を申し入れること。
- (2) 喘息など大気汚染被害者の救済制度を創設すること。

### 2. 赤潮・青潮の発生対策について

- (1) 関係自治体と抜本的な対策を検討すること。
- (2) 県に対し、東京湾の埋立用土砂採取時にできた深堀り後の対策を行うよう求めること。

### 3. 羽田空港拡張による航空機騒音について

- (1) 飛行ルート下の住民に対する地元説明会を町内ごとに開くこと。
  - (2) 航空機騒音は1機毎の最高音とするよう、WHOガイドラインも参考に改善を求めること。
  - (3) 「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」提示の増便計画
    - ① 首都コース以外の時間帯での千葉市上空の増便計画は認めないこと。
    - ② 首都コースでの特別な事情発生時でも、千葉市上空への振り向けは認めないこと。
    - ③ 首都コース直下の住民の反対運動で高度の変更が検討されているが、千葉市上空への影響が懸念されることから、断固拒否すること。
  - (4) 米軍横田基地に係る空域(排他空域)の解除を国に求めること。横田空域への乗り入れを拡大し、千葉市での騒音を軽減すること。これらを「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で提起すること。
  - (5) 北風、南風ルートの飛行高度を引き上げるよう国に強く求めること。
- ### 4. 再生可能エネルギー導入について
- (1) 太陽光発電について
    - ① 市として普及啓発を進めること。
    - ② 住宅への設備の設置には、市も助成するとともに助成額・助成枠の拡大に努めること。
    - ③ 新築住宅、企業、団体も含めて多様な形態にも設置を支援すること。
  - (2) 避難場所となる各小中学校への太陽光発電・蓄電池の設置については、国に予算の増額を求め推進すること。

- (3) 一定規模以上の太陽光発電設備は、住環境への影響に配慮し、トラブルの未然防止へ事前説明会の開催と周辺住民の合意を求め、環境に優しい設備にするための条例や指導要綱をつくり、指導調整すること。
- (4) 市民・行政・事業者・金融機関が一体となり、市民ファンド(出資)も活用した太陽光発電設備の普及を進めること。
- (5) (仮称) 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を策定し、再生可能エネルギー普及のため、市民・行政・事業者などの役割を明確にして推進すること。
- (6) 地球温暖化防止策について
  - ① 市の2030年までのCO<sub>2</sub>削減目標209万トンに対し、500万トン排出するJFE内の石炭火力発電所建設計画はやめさせること。
  - ② 北谷津に建設予定の清掃工場(ガス化熔融炉)は、CO<sub>2</sub>の排出が10万トンであり、排出の削減を求めること。
- (7) 蓄電池設置補助金を増額し、再生可能エネルギー推進をはかること。
- (8) 特定外来生物へ市の独自規制を強化すること。
- 5. 台風24号による塩害被害の実態を調査すること。

## 【 資源循環部 】

### 1. ごみ処理について

- (1) プラスチック製容器包装の再資源化を実施し、焼却ごみ量の削減と温室効果ガス排出量削減目標を達成すること。必要な費用は、家庭ごみ手数料と粗大ごみ手数料を活用すること。
- (2) 家庭ごみ収集量の減に伴う収集車両をプラスチック輸送に振り向けること。
- (3) 事業系ごみの分別収集のうち、大規模建築物に立地する事業者のごみの自前処理を徹底し、引き続き削減すること。
- (4) 生ごみの分別収集を行うこと。
- (5) 単一素材プラスチックは、ステーション回収を検討すること。当面は、回収箇所を増やし、区役所など便利な場所でも行うこと。

## 2. 清掃工場について

- (1) 北谷津清掃工場の建て替えに導入する新技術のガス化溶融炉については、維持管理費の増加や爆発事故の検証、二酸化炭素の排出など、十分な調査の上で再検討を行うこと。
- (2) 環境局の千葉市に都合のよいデータを使った説明や二酸化炭素の大量排出元の責任を問わない姿勢は、行政責任の放棄であり改めること。
- (3) 清掃工場整備計画の新港清掃工場23年リニューアル計画は再検討し、他都市での同施設の使用期間を参考に長期使用に転換すること。

## 3. 集団回収への補助単価を引き上げ集団回収団体の活動を支援すること。

## 4. ごみ出し支援について

- (1) 高齢者・障がい者などの一般ごみの排出は、補助金だけでなく希望する世帯からの個別収集システムをつくること。
- (2) 収集業務課としても支援を行うこと。

## 5. 市独自の水源保護条例の制定で産業廃棄物処分場を規制すること。

## 6. 再生土の埋立てを規制する条例を制定し、土壌汚染および災害の発生を防止すること。

【 経 済 部 】

1. 不況対策について

- (1) 地域経済振興条例を制定し、中小企業の活性化とにぎわいのある商店街育成を図ること。
- (2) 商店街リフォーム(高崎方式)をとり入れること。
- (3) 市内中小企業や商店の悉皆調査で問題点や課題を明らかにすること。
- (4) 昭和の森花火大会や下田町花火大会(現在中止中)へ運営補助金を出し、地域活性化につなげること。

2. 労働・雇用対策について

- (1) ふるさとハローワークを月に1度は土曜・日曜・祝日も開設すること。
- (2) 市独自にサポステへの財政的支援を行い、若者の就労・自立を応援すること。

3. 企業立地促進による産業用地整備等への支援は、地元中小企業向けの支援などとバランスを取ること。

4. 中小業者の営業を支援するために

- (1) トライアル発注認定事業は、市内中小業者の育成・活性化につながるものであり、引き続き周知・啓発し、認定商品の普及に努めること。
- (2) 市独自の不況対策事業資金緊急融資制度を創設し、当面200万円の無担保・無保証・無利子で実施すること。
- (3) 駐車場対策で悩む商店街には「鯖江市方式」を取り入れること。また、中小商工業者の営業を守り応援するため、駐車取り締まりの柔軟な対応を県に求めること。
- (4) 「ブラック企業・ブラックバイト」に対する相談窓口を設置し、大学や指導監督機関と連携を図り、若者の生活、健康、権利を守ること。
- (5) 高校生や学生アルバイト向けに、働くルール記載のリーフレットを作成し配布すること。

5. 幕張メッセの改修は、県の責任で実施すべきであり、千葉市への費用負担は拒否すること。

6. 競輪事業の新競輪(250競輪)は、先行き不透明であり中止すること。

## 【 農 政 部 】

### 1. 持続可能な農業経営への支援について

- (1) 持続的な経営が保障され、安心して農業が営めるよう市の予算を増額すること。また、価格保障を充実させること。
- (2) 米作の減反はやめ、米価の暴落対策として過剰米の買い上げや「下支え」などを政府に求め、米作農家の経営安定のため支援を行なうこと。
- (3) 新しい農業を始める者への自立支援制度を市独自で助成制度をつくること。
- (4) 生産価格保障、生活相談などを活発化し、営農への支援を行なうこと。

### 2. 耕作地を守り農業後継者を育てる

- (1) 農業後継者対策、新規就農対策のための予算をさらに増額すること。
- (2) 新規就農者に月15万円を3年間保障する制度を創設すること。
- (3) 地域の耕作放棄地等の再生・保全に取り組む活動を支援すること。都市と農村の交流事業を展開し、千葉市内陸部の農村地域資源のPR強化に取り組むこと。
- (4) イノシシ被害が増加するなか、市原市や県との連携を強化し、ハコ罠設置や電気柵整備等支援を急ぐこと。耕作放棄地での鳥獣被害対策にも取り組むこと。
- (5) 地域で行なう朝市や直売所支援のため、統一ノボリや販売台を補助すること。また、直売所紹介リーフ制作や市政だより掲載を行ない、市民への情報発信を強化して、月1日を地産地消デーに設定するなど、地産地消機運向上に努めること。
- (6) 農業を観光資源とすべく、滞在、宿泊もできる、大型リゾート型市民農園クラインガルテンを千葉市土気地域につくり、内陸部の活性化をはかること。

### 3. 風水害等による農作物への被害実態を把握し、支援策を講じること。

## 【 地方卸売市場 】

1. 市場の顧客誘致・消費者サービスのため、市内小売店・買い出し人に特別価格で卸し、市民感謝デーを増やすこと。
2. 市場の利用店を開拓するための積極的な営業活動を行い、利用者を増やすこと。
3. 場外市場を設置して市民を呼び込み、生鮮食料品等の入荷増につなげること。
4. 仲卸業者の経営改善と安定のために、場内の空き店舗を活用するなど市として支援を行うこと。また、講座等の開催を増やすこと。

## 【都市部】

### 1. 都市計画について

- (1) 地域の開発計画、土地利用計画は、住民代表や専門家の参加で、協議に必要な時間を保障し、市議会の承認を得ること。
- (2) マンション建設は、高さ制限に基づき、良好な街並みの維持と住環境を守ること。また、業者と住民との話し合いを保障し、共存共栄できる実行力のある「まちづくり条例」を制定すること。

### 2. 都市開発事業について

- (1) 中央公園・通町公園連結強化は、事業見通しが明確ではなく、多額の予算の投入はやめること。
- (2) 千葉港湾整備事業、旅客船棧橋・プロムナード整備は、緊急性が乏しく、当面は中止し見直すこと。
- (3) 人工海浜「幕張の浜」の防災林の伐採はやめること。

### 3. 都市交通について

#### (1) 新駅の設置について

- ① 「幕張新駅」は、オリ・パラにも間に合わず、時間をかけて幕張西・浜田など周辺地域の住民、利用者、企業との意見交換を行うなど、あり方について十分に検討すること。
- ② 「幕張新駅」は、建設費用を地元企業や利益を得る J R 東日本が負担するよう協議し求めること。

#### (2) 住民の要望や状況を踏まえ、公共施設を結ぶコミュニティバスやデマンドタクシーを全区で運行すること。

#### (3) バス停へのベンチ設置のための補助制度を創設すること。

#### (4) 京成全駅のバリアフリー化を実施し、ちはら線は全てちはら台駅行きとすること。

#### (5) モノレールについて

- ① 高すぎるモノレール運賃を引き下げ、利用客拡大を図ること。
  - ② 通学定期を J R のように中学・高校・大学の 3 段階にすること。
  - ③ 高齢者敬老切符(仮称)を発行し、利用を促進すること。
  - ④ 各駅の転落防止対策を強化すること。
- (6) 外房線の増発を強く J R に求めること。

## 【 建 築 部 】

### 1. 市営住宅について

- (1) 公営住宅法の理念に基づいて入居者救済対策を講じ、保証人なしでも入居できるようにすること。
- (2) 公営住宅の建設・整備のために予算を大幅に増やすこと。
- (3) 高齢者や身障者用の単身住宅を増やし、減免制度の限度額を引き上げること。
- (4) 4階、5階に単身の若者が入居できるようにすること。
- (5) 住宅長寿命化・再整備計画について
  - ① 高い応募倍率を踏まえ、さらに市営住宅を増やすこと。
  - ② 入居者数の減少と高齢化で、居住者が管理するのは困難となっている樹木の剪定などは市が負担すること。
  - ③ 千城台第3団地のエレベーター付き住宅は中止することなく建設すること。
- (6) 中層住宅にエレベーターを設置して、バリアフリー化を図ること。

### 2. 地元業者への支援対策として、住宅リフォーム助成制度を創設し、地域経済の活性化と雇用拡大を図ること。

### 3. マンション対策について

- (1) マンションの修繕、改善に無保証人融資制度の導入やバリアフリー化の工事費助成を充実させること。
  - (2) ガス管はガス事業者へ移管するとともに、水道は事業者の責任で直結方式に変えるよう求めること。
4. 特定優良賃貸住宅は、平成31年4月末で全戸数の管理が終了するが、新たにファミリー向け住宅として提供すること。
5. 住宅リフォーム制度の創設と合わせ、耐震改修とリフォームを同時に助成すること。
6. 空き家を有効に活用するために、高齢者や障がい者、子育て世代に提供できるようにすること。また、高齢者や障がい者、ひきこもりなどの居場所として活用すること。
7. 空き家を有効に活用するためにも、管理と活用を統一して取り組める部署を設置するとともに、補助制度を創設すること。



## 【 公園緑地部 】

### 1. 公園の整備・管理について

- (1) 公園予算を増額して、地域住民の要望に応じ遊具(健康遊具)の設置・更新、砂場の定期的清掃と衛生管理に努めること。
- (2) 草刈、枝の剪定回数を増やし、バリアフリー化や必要な照明・手洗所・トイレの設置や改修・リニューアルを進めること。
- (3) 条件に応じてドックラン、バスケットゴール、BMX・スケートボード場、グランドゴルフ場を増設すること。
- (4) 災害時の避難場所としての機能が果たせるよう、水道・トイレなどが設置された公園を増やすこと。
- (5) 蘇我スポーツ公園は、当分の間は現状に留め、空地を自由広場などとして有効に活用すること。
- (6) 街路樹や公園の樹木の育ち過ぎ対策を行なうこと。

### 2. 動物公園について

- (1) 入場料・駐車料金の負担軽減に努めること。
- (2) 福祉用具として導入した電動車椅子の利用料は無料にすること。
- (3) 獣医師など動物に関わる専門の職員を系統的に採用し、動物公園の果たす役割を広く市民に知らせること。
- (4) カラス対策を行なうこと。

## 建設局

### 【 土 木 部 】

#### 1. 土木事務所の機能強化について

(1) 市民生活の安全につながる土木事務所の予算を、さらに増やして体制も強化すること。

(2) 市民からの要望に迅速に応えるため、さらに現業職員を増やすこと。

#### 2. 側溝の管理は市の責任で行ない、地元住民と協力して清掃すること。

#### 3. 私道整備の助成制度を改善し、整備の促進を図ること。昭和46年の都市計画法施行以前の開発による宅地内規格外道路は、適用除外として市が整備すること。

#### 4. 自転車駐車場について

(1) 自転車駐車場を駅近くに新・増設し、監視員を増員して整備すること。

(2) 駅から離れた自転車駐車場は無料とし、利用しやすくすること。

(3) 自転車レーンを大幅に増やし、走行しやすくすること。

(4) 自転車レーン走行へ誘導するなど、分かりやすい看板を設置し、車道左側走行を徹底すること。

(5) 駐輪場の縮小や廃止は慎重に行うこと。

### 【 道 路 部 】

#### 1. 地域高規格道路や市負担金が発生する直轄国道などをはじめ、大型道路の建設は見直すこと。

#### 2. 126号線、加曽利交差点からトヨタ自動車までの改良整備をすすめ、51号線北千葉バイパスの木更津方面とのアクセス整備を促進すること。

### 【 下水道管理部 】

下水道事業経営委員会は、企業負担の見直しを行い、生活排水については使用料を引き下げること。

## 【 下水道建設部 】

### 1. 水害地域への対策強化について

- (1) 集中豪雨・ゲリラ豪雨などで被害が発生した場所への対策を早め、再発を防止すること。
- (2) 下水道污水管から雨水が噴き出す不適切箇所への対策を講ずること。
- (3) 水路の上流や中間部に調整池等を整備し、浸水被害を防ぐこと。

## 消防局

### 1. 消防設備の拡充・整備について

- (1) 消防広域化にともない、消防・救急活動に支障が起きないようにすること。
- (2) 職員と国の消防整備指針の水準まで若い職員を増やし、科学消防体制をより充実させること。
- (3) 地震による危険箇所の点検、避難場所の明確化、訓練の強化、火災の初期対応へ2輪車の消防車（赤バイ）を整備すること。
- (4) 感震ブレーカーの普及に努めること。
- (5) 消防ヘリコプター、ドローンのさらなる活用をはかること。

### 2. 地域の防災組織および、町内自治会館の未設置地区に、資材置場としての消防小屋（倉庫）を設置すること。

### 3. 救急救命士を一層充実させて救命率の向上をはかり、「国民保護法」には組みせず、独自に危機管理意識を高めること。

### 4. あすみが丘消防出張所建設は、住民の十分な理解を得て進めること。

### 5. その他

- (1) 消防団員の報酬および出動手当等の待遇改善をはかるとともに、詰所のトイレ・流しなどの設置を早急に行なうこと。
- (2) 住宅用の火災警報器設置率を高め、普及に努めること。
- (3) 消防団員の充実のため学生消防団員には奨学金制度などを設け、地域消防力を強化すること。
- (4) 女性消防職員が働き続けられる環境を整え、5%へ引き上げること。
- (5) 職員採用での色覚検査は時代に合わないので廃止すること。
- (6) 消防職員の退職後の再就職先を確保すること。
- (7) 消防団員の共済掛け金は実態に即して支払うこと。
- (8) 聴覚が不自由な人たちが、スマートフォンで簡単に119番通報できる「Net119緊急通報システム」の運用を開始すること。

## 水道局

1. 毎年発生する赤字について、経営改善のための抜本的な対策を講じる  
こと。
2. 水道料金は、千葉市による給水も千葉県からの給水も「市民は同額」  
を貫くこと。
3. 水道事業の赤字解消のために
  - (1) 給水原価と供給単価との差を解消するため、県水道局に改善を求める  
こと。
  - (2) 202億円かけて確保した水源を有効に活用すること。
  - (3) 減価償却の削減に取り組むこと。
4. 未給水地域への水道敷設を促進するために、井戸水が汚染されている  
泉地域への敷設対策の実施など条件整備を行うこと。
5. 水道事業検討委員会を設置し、経営の改善を図ること。
6. 水道運営協議会を充実させ、市水道事業のあり方・経営について協議・  
検討すること。
7. 中高層住宅に対し、直接給水を全面的に実施すること。

## 病 院 局

### 1. 市立病院について

- (1) 自治体病院綱領に基づいて政策医療に取り組み、いつでも誰でも安心して受診できる公的医療機関としての役割をはたすこと。
- (2) 医師・看護師の増員と、アスベスト被害の専門医などを確保し、安心して医療が受けられる体制を確立すること。
- (3) 市立青葉病院は、運営補助金の増額を県に要求し、児童・精神科病棟の充実を図ること。
- (4) 市立海浜病院は、病院までの交通アクセスを改善し、全科とも24時間体制の確立と救急医療体制の万全を図ること。

### 2. 救急医療に対応できる医療機関、特に産婦人科医、小児科医を増やし、地理的偏在と救急患者の受け入れ拒否をなくすこと。

### 3. 海浜病院の老朽化対策を早急に行うこと。

### 4. リニアックの運用については、利用者の視点から見直しをはかること。

### 5. 政策医療を担う自治体病院として、市民や患者の意見・要望を聞きながら医療収支の改善をはかること。

### 6. 患者の待ち時間の短縮に努めること。

## 教育委員会

1. 憲法の理念を尊重し、どの子にもわかる授業・楽しい学校をつくる
  - (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員すること。
  - (2) 発達障がい児童生徒への支援強化に必要な、養護教育センター相談員の増員、特別支援教員指導員の増員をはかり、インクルーシブ教育の推進に努めること。
  - (3) 発達障がい者支援センターや放課後等デイサービス事業者による学校への出張支援事業など協力して支援に取り組むこと。
  - (4) 特別支援学校は、重度重複障がい児の受け入れ施設を整備し、必要な教職員配置を市独自に検討すること。普通学級に障がい児が入学した際には、増置教員・補助指導員を配置すること。
  - (5) 軽度発達障がいの児童生徒における特別支援個別計画を作成し、進級時など切れ目ない支援に努めること。
  - (6) 教職員の研修について
    - ① L G B Tと発達障がいへの対応や理解促進の研修を全ての教員に実施すること。
    - ② 不祥事やスクールセクハラの防止に向けて、新たな指針づくりに取り組み、再発防止策を強化すること。
  - (7) 学校図書館について
    - ① 図書館の貸出電算化を図り、図書館指導員の待遇を改善すること。
    - ② 資料費を増額し、図書数を増やして図書にふれる機会をつくること。
  - (8) 児童生徒が千葉交響楽団の音楽など文化・芸術に触れる機会を増やし、資料費予算を増額すること。
  - (9) 農山村留学や高原千葉村の自然教室など校外学習は、職員体制を強化して安全を確保しながら、継続して実施すること。
2. 学校適正配置による統合校は安易に売却せず、住民が要望する施設として生かすこと。
3. 学校施設整備について
  - (1) 体育館は避難所であり、エアコンを設置し、多目的トイレなど機能を充実させること。
  - (2) 体育館に熱中症対策として温度計を設置すること。

- (3) 小中学校の老朽化対策やトイレ改修と併せ、普通教室へのエアコン設置を早急に実施すること。エアコン設置は予算を前倒し、新年度で整備すること。
  - (4) 冷水機の未整備校には、速やかに冷水機を整備して熱中症対策を進めること。
  - (5) 教科書を学校に置いて帰るいわゆる「置き勉」について、ガイドラインを作成し現場に徹底すること。さらに、教科書の置き場がない学校もあり、棚設置を支援するなど現場に応じた対応を行なうこと。
  - (6) 校庭の芝生化を計画的にすすめること。
  - (7) 雨漏り、床剥がれなどの老朽化に対応するため、老朽化対策予算を増額して早期改善に努めること。
  - (8) トイレ洋式化は便器のみ改修する簡易手法を増やし、更なる洋式化を推進すること。
  - (9) 給食室の酷暑での労働環境と食材保管など衛生面からも、給食室へのエアコン整備を進めること。
4. 学校給食は、第3子から無料とすること。また、アレルギー児も食べられるよう、給食センターに設備と機材を整備し対応すること。
5. 父母負担の軽減と就学援助について
- (1) 就学援助の支給基準を生活保護の1.2倍以上とし、捕捉率を高めること。
  - (2) 周知度が低い就学援助制度は、申請用紙を全員に配布し、全員からの回収方式や郵送など学校以外でも受理できるよう改善すること。
  - (3) 援助費の増額を国に求め、市独自の上乘せ施策を充実させること。
  - (4) 小学校入学時にも前倒し支給を行うこと。
  - (5) 就学援助制度にクラブ活動費も加えて支給すること。
  - (6) 大学・専門学校など高等教育関係の給付型奨学金制度を創設すること。
6. 社会教育の充実について
- (1) 図書館について
    - ① 老朽化した図書館の建替えやバリアフリー化を実施すること。
    - ② 公民館や学校図書室と連携し、開館時間や休館日を改善すること。
    - ③ 地域で家庭文庫活動をする個人・団体に対して、文庫の貸しだしや棚の支援、広報活動など支援すること。



(2) 公民館について

- ① 運営費を増額し、社会教育施設にふさわしい運営を行うこと。
- ② 社会教育主事の増員と研修の強化で、公民館活動を充実させること。
- ③ 学生が利用できる学習スペースを増設すること。
- ④ 古い和式トイレの洋式化や古いテーブルや椅子を更新すること。

(3) 科学館はコスト削減より、市民参画による充実をはかること。

(4) 「特別史跡」加曽利貝塚について

- ① 予算を増額し博物館の改修や駐車場整備を行うこと。
- ② パンフレットの増刷、案内板整備、グッズ販売などを実施して広報を充実させること。
- ③ ゾーン指定を行い、環境を保全すること。

7. 教科書の展示会場ではコピーも可能にするよう改善すること。

8. 教職員の負担軽減について

- (1) 教職員を増員し、少人数学級を全学年で実現すること。
- (2) 部活動休養日の徹底や外部指導員の推進、事務支援員を増員すること。
- (3) 臨時教員の正規化をすすめること。
- (4) タイムカードで適切に時間管理すること。
- (5) 教員へのPC1台化は、中学校から実施すること。

## 選挙管理委員会

### 1. 公営掲示板の改善

- (1) 設置箇所を増やし、人が集まり有権者の目に触れる場所を選ぶこと。
- (2) コミュニティセンターや「いきいきプラザ」、公民館など有権者が多く利用する場所に設置すること。

### 2. 超高齢化社会への対応について

- (1) 投票所を思い切って増設すること。
- (2) 投票区域が違って身近な投票所で投票できるよう改善すること。
- (3) バリアフリーの投票所を増やすこと。
- (4) 在宅投票制度を緩和すること。
- (5) 郵便投票の改善を図ること。

### 3. 期日前投票ができる投票所の設置

- (1) 花見川区・緑区の商業施設に投票所を設置すること。
- (2) 市内にある大学構内に投票所を設置すること。
- (3) 千葉駅に6区全ての市民が投票できる共通の投票所を設置すること。

### 4. 選挙権を保障するために

- (1) 病院や老人ホームへの入院・入所者の投票を保障するため、基準を緩和し投票所を増やすこと。
- (2) 全ての選挙で、点字・大文字・音声版の選挙公報を発行すること。
- (3) 市内全ての公立小中学校で、模擬選挙授業を実施すること。
- (4) 投票所の案内表示板等は、投票終了時間まで掲示しておくこと。

## 農業委員会

1. 食料自給率を向上させ、千葉市農業を守る先頭に立つこと。
2. これまでの意見の公表や建議などを堅持し「農家の代表機関」としての農業委員会の役割を堅持すること。
3. 市長等への建議書は継続し、実効性を伴うよう数値目標の設定や進捗状況を明記すること。
4. 農業を守り、農地の有効活用を
  - (1) 耕作放棄地を有効活用し、食料自給率を向上させること。
  - (2) 農地の開発は、計画が農民や地域住民の暮らしの改善、要求にかなうものにする。
5. 後継青年、女性を農業委員に抜擢し、若者や女性の視点・意見を反映させること。

## 議 会

1. 議会棟内を電動車イスでも移動できるように改善すること。
2. 傍聴席にヒアリンググループを設置すること。
3. 傍聴者のために保育室を設置すること。
4. テレビやネット中継でも、資料映像が見られるようにすること。
5. 放送設備を改善し、傍聴者席でも声が聞こえやすくすること。
6. パワーポイントを改善すること。